

太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 23 号

太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

太子町議会の議員の定数を定める条例（平成 13 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

本則中「15 人」を「13 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。